毎週火・金曜日発行



悪臭防止法に基づく規制地域の指定の一部改正 (二二三・環境政策課) 3 各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数 (二九) 教育委員会会議の開催 (七) 都市計画事業の事業計画の変更の認可 (二二九・仙北地域振興局建設部) 5 建築基準法による公開による意見の聴聞 (二二八・建築住宅課)...... 道路の供用開始 (二二七・道路環境課)......5 道路区域の変更 (二二五、二二六・道路環境課) 都市計画の変更による送付図書の縦覧 (一二四・都市計画課) 4 指定の一部改正 (二二二・環境政策課)...... 振動規制法の規定による住民の生活環境を保全する必要があると認める地域の 度を定める省令 (平成十二年総理府令第十五号) 別表の区域の区分の一部改正 騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限 伴つて発生する騒音について規制する地域の指定の一部改正 (二二〇・環境政 騒音規制法の規定による特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に 生活保護法による指定医療機関の変更 (二一九・福祉政策課)............2 生活保護法による医療機関の指定 (二一八・福祉政策課) 2 生活保護法による指定医療機関の事業の廃止 (二一七・福祉政策課)......2 字の区域の設置 (二一六・市町村課)...... (二二一・環境政策課)......3 選挙管理委員会告示 教育委員会告示 目 次 3 ページ . 5 6 6 3 6 4

告

示

秋田県告示第二百十六号

同条第二項の規定に基づき、 沢市の区域内に次のとおり字の区域を新たに画する旨同市長から届出があったので、 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百六十条第一項の規定により、 告示する。

平成十七年三月十八日

秋田県知事

寺 田 典 城

				湯沢市山田字勇ケ岡	字
				字勇ケ岡	名
五一の八まで、一五二の一から一五二の三まで、四一の一九まで、一五〇の一、一五一の一から一ら四四まで、一三六、一三七、一四一の五から一三六から三九まで、三九の一、三九の二、四〇か湯沢市山田字蓮台寺	有地の全部 「大の四から八六の三○、九三の一、一七一の二三、一七二の四、一七三の一及び一、一七一の二三、一七二の四、一七三の一及び一、一七一の二三、一七二の四、一七三の一及び一、一七一の二三、一七一の二	二九、三九湯沢市山田字蛭川	五〇五、一四七の三、一四八の三、一四六の五、一四七の三、一四八の三、一四六の五、一四七の三、一四八の三、一四六	一の一から一の三まで、一一三の一、一一四の一湯沢市字蛭川	設定区域

永沢医院

永

沢

治

能代市畠町十三番十七号

内科、

整形外科

平成十七年一月二十七日

川 支店 店 社

至誠堂薬局

稲

代表取締役 石

至誠堂薬局

雄勝郡稲川町三梨字下宿五十九番地

調剤薬局

平成十二年十二月二十日

名

称

する道路、	一五五の二、
水路である国有地の全部	、一五六及びこれらの区域に隣接介在

秋田県告示第二百十七号

規定に基づき、告示する。 おり指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十条の二の規定により、次のと

平成十七年三月十八日

秋田県知事

寺

田

典

城

合資会社 トザワ薬局	永沢医院	有限会社 至誠堂薬局 稲川支店	問看護ステーション 医療法人 恵愛会 鹿角中央病院訪	名称
表社員 トザワ薬局 代	永沢泰	表取締役 有限会社 至誠堂薬局 代	医療法人 恵愛会 理事長	開設者氏名又は名称
仙北郡角館町中町二十二	能代市畠町十三番十七号	雄勝郡稲川町三梨字下宿八番地二	鹿角市花輪字扇の間七番地一号	所在地
平成十六年十二月十二日	平成十七年一月二十六日	平成十二年十二月十九日	平成十四年一月三十一日	廃止年月日

秋田県告示第二百十八号 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第四十九条の規定により、医療扶助

のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一

秋

号の規定に基づき、告示する。 平成十七年三月十八日

秋田県知事 寺 田 典

城

開設者氏名又は名称 所 在 地 診 療 科 名 指 定 年 月 日

生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次のと

2

秋田県告示第二百十九号

基づき、告示する。 おり指定医療機関から変更の届出があったので、同法第五十五条の二第二号の規定に

平成十七年三月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

平 成 十 三	もりやま歯科医院	森山歯科医院	十二番地二男鹿市脇本富永字野田	森山広之	もりやま歯科医院
 る	変更後	变更前	戶 在 地	見記者日冬乙はそ 様	名
	事項	变更		見殳針氏コスよろ尔	

秋田県告示第二百二十号

の て発生する騒音について規制する地域の指定(昭和六十一年秋田県告示第二百十八号) 騒音規制法の規定による特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴つ 一部を次のように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。

秋田県知事 寺 田 典 城

表の備考を次のように改める。

平成十七年三月十八日

秋

Ιţ 平成九年三月三十一日における行政区画その他の地域によって表示されたも この表に掲げる行政区画その他の地域(付表の下欄に掲げる地域を除く。)

付表中「都市計画法」を「都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)」に改める。

秋田県告示第二百二十一

定める省令 (平成十二年総理府令第十五号) 別表の区域の区分 (平成十二年秋田県告 示第百九十一号) の一部を次のように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。 騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を 平成十七年三月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

表の備考を次のように改める。

平成九年三月三十一日における行政区画その他の地域によって表示されたも この表に掲げる行政区画その他の地域 (付表の下欄に掲げる地域を除く。)

のとする。

秋田県告示第二百二十二 믁

付表中「都市計画法」を「都市計画法(昭和四十三年法律第百号)」に改める。

別表三南秋田郡井川町の項中「地域及び」を「地域並びに」に改める。

三月二十二日から施行する。 (昭和六十一年秋田県告示第二百二十二号) の一部を次のように改正し、平成十七年 振動規制法の規定による住民の生活環境を保全する必要があると認める地域の指定

平成十七年三月十八日

秋田県知事

寺

田

典

城

表の備考を次のように改める。

備考 ţ のとする。 平成九年三月三十一日における行政区画その他の地域によって表示されたも この表に掲げる行政区画その他の地域 (付表の下欄に掲げる地域を除く。

付表中「都市計画法」を「都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)」に改める。

秋田県告示第二百二十三号

部を次のように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。 悪臭防止法に基づく規制地域の指定 (昭和四十七年秋田県告示第五百四十一号)

の

「大曲市」を「大仙市」に改める。

平成十七年三月十八日

秋田県知事

寺

田

典

城

二十条第一項の規定により、神岡町長から都市計画の図書の写しの送付があったので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第秋田県告示第二百二十四号

平成十七年三月十八日

縦覧に供すべき図書

大曲都市計画下水道(神岡町公共下水道)の変更の総括図、

計画図及び計画書

次のとおり公告する。

都市計画法施行規則(昭和四十四年建設省令第四十九号)第十二条の規定に基づき、

秋田県知事 寺 田 典

城

秋田市山 縦覧場所

秋田市山王四丁目一番一号 建設交通部都市計画課

秋田県告示第二百二十五号

り道路の区域を変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、

次のとお

平成十七年三月十八日

秋田県知事 寺田 典

城

一道路の区域

項	公	道路の種類	旧新別	路線名		区間	敷地の幅員(メートル)	延長(キロメートル)
	県		∃		Α	番三地先から字苅橋 二三	五・00~10・00	〇・八九八
第 1	<u> </u>		IE	山名富林傅耳均約	В	番三地先から字下苅橋三○番	O · O O · O O	O·八八六
新 山谷富根停車場線 1名	<u> </u>		fi		Α	能代市常盤字魔面六番一地先から字苅橋一二三番六地先	五・00~1七・00	ンのよ・の
新 山谷富根停車場線 1	<u></u>		亲	山名富林德耳均然	В	番三地先から字下苅橋三〇	0.00~ ∴00	≯>>・ ○
新 山谷富根停車場線 能代市常盤字上魔面四二番三地先から字下苅橋三〇番一地先 一〇・〇〇~三八・〇〇 一〇・〇〇 一〇・〇〇 一〇・〇〇 一〇 一〇			3	XB Girl Tidi Xi Bari 나가	Α	能代市常盤字魔面六番一地先から字苅橋一二三番六地先	五・00~1七・00	ンのよう
新山谷富根停車場線が能代市常盤字上魔面四二番三地先から字下苅橋三〇番一地先の一〇・〇〇〜三八・〇〇			I	1.名富林 停車 均 糸	В	番三地先から字下苅橋三〇	0・00~ 八・00	〇·八八六
)		新	山谷富根停車場線	能代	番三地先から字下苅橋三〇番	0・00~ 八・00	O·八八六

道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

この表において「A」及び「B」とは、

関係図面に表示する敷地の区分をいう。

一 場所 建設交通部道路環境課

二 期間 平成十七年三月十八日から同月三十一日まで

秋田県告示第二百二十六号

り道路の区域を変更する。 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、次のとお

平成十七年三月十八日

秋田県知事寺 田 典 城

道路の区域

一三・六〇~二五・三〇	鹿郡平鹿町醍醐字四ツ屋二八番三地先から一四番まで	平	醍醐線	——— 浅 舞	新	
三・〇〇一三一・六〇	鹿郡平鹿町醍醐字四ツ屋二八番三地先から一番地先まで	平	記録線	浅舞	IΒ	直
敷地の幅員 (メートル)	区	名	線	路	旧新別	道路の種類

延長 (キロメートル)

0. | |

道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間 場 所 建設交通部道路環境課

期間 平成十七年三月十八日から同月三十一日まで

り道路の供用を開始する。 秋田県告示第二百二十七号 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定に基づき、

秋田県知事 寺 田 典 城

供用開始の区間

平成十七年三月十八日

秋

- 舟 這		道路の種類
百 <i>八</i> 元	<u> </u>	路線名
五五番一地先まで雄勝郡雄勝町秋ノ宮字	雄勝郡雄勝町秋ノ宮字畑	X
子畑五五番三地先から	-畑一二四番地内	間

供用開始の期日 平成十七年三月十八日

. 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間

場所 建設交通部道路環境課

期間 平成十七年三月十八日から同月三十一日まで

秋田県告示第二百二十八号

のとおり公開による意見の聴取を行うので、同条第十四項の規定に基づき、公告する。 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第四十八条第十三項の規定により、次

平成十七年三月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

> 意見の聴取の日時 平成十七年三月二十二日 午後一時三十分

意見の聴取の場所 大曲市上栄町十三番六十二号 仙北地方総合庁舎 三階大会議室

許可しようとする建築物の建築の計画

建築物の用途 自動車修理工場

次のとお

建築物の場所 番一外 大曲市飯田町四百三十七番一外及び同市飯田町字家ノ前三十三

秋田県告示第二百二十九号

事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画 一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成十七年三月十八日

秋田県知事 寺 田 典 城

施行者の名称 神岡町

都市計画事業の種類及び名称

大曲都市計画下水道事業 神岡町公共下水道

Ξ 事業施行期間

平成十三年九月四日から平成二十二年三月三十一日まで

兀

事業地

業地のうち、仙北郡神岡町神宮寺中瀬古川敷及び本郷道南において事業地を変更 収用の部分 平成十三年秋田県告示第五百九十七号、平成十六年秋田県告示第八百六号の事

(二) 使用の部分

教 育 委 員 会 告 示

秋田県教育委員会告示第七号 次のとおり教育委員会会議を開催する。 平成十七年三月十八日

平成十七年三月二十四日 午後三時 秋田県教育委員会委員長 渡 部

聡

教育委員会委員室

日時

場 所 案件

教育機関の管理及び運営に関する規則の一部を改正する規則案 秋田県教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則案

市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則案

市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則案

秋田県立高等学校管理規則の一部を改正する規則案

(六)五(四)三)二)める日を定める規則案 秋田県立高等学校設置条例の一部を改正する条例附則第二項の教育委員会で定

その他

選 挙 管 理 委 員 会 告

示

秋選管告示第二十八号

次のとおりである。 の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあっては、その超える数に 十一年法律第百六十二号)第八条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一 第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和三 六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条、第七十五条、第七十六条

平成十七年三月十八日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸

五十分の一の数 一九、二六七

た数) える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得 三分の一の数(選挙権を有する者の総数が四十万を超える場合にあっては、 二二七、二二九 その超

発 行 者 秋 田

秋田市山王四丁目一番

購読料金

月三千六百七十五円 (税込)

号

印 印 刷 刷 所

秋田市山王七丁目五番二十九号 F-mail:matsubara@matsubarainsatsu.co.jp F-mail:matsubara@matsubarainsatsu.co.jp M田市山王七丁目五番二十九号 秋田市山王七丁目五番二十九号

秋選管告示第二十九号

その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算 選挙権を有する者の総数の三分の一の数、その総数が四十万を超える場合にあっては、 して得た数)は、 地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第八十条の規定による選挙区における

平成十七年三月十八日

選挙区別 秋田市 八四

大館市 横手市 能代市 四 Ó 八 O 七 七

男鹿市 本荘市 <u>_</u> V 六一 三四

湯沢市

三三七

大曲市 北秋田郡 鹿角市鹿角郡 <u>_</u> 一 〇 九 ー 七 九 九 五四四 六三五

山本郡 É <u>二</u> 五 五

河辺郡 南秋田郡 九 Ŧį 100 八七五

仙北郡 由利郡 $\stackrel{\checkmark}{=}$ 六二七 七七二

雄勝郡 平鹿郡

次のとおりである。

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中

伸

古紙配合率100%